

# Ⅰ．計画の策定にあたって

## 1．計画策定の目的

墨田区においては、障害者施策の推進を図るための基本的指針を示すものとして、平成13年に「すみだノーマライゼーション推進プラン21～第3期墨田区障害者行動計画」（平成13年度～同22年度）を、計画の中間年度にあたる平成18年には同計画の後期計画（平成18年度～同22年度）を策定し、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの開設等、障害者施策の着実な推進を図ってきました。

この間、平成15年4月に障害者支援費制度が導入され、平成18年4月（一部10月）には、施設・事業の再編や施設や病院からの地域生活への移行や就労支援の強化などをめざす障害者自立支援法が施行されるなど、障害のある人の福祉保健をめぐる状況は、大きく変化しています。

同法では、障害福祉サービス等を安定かつ円滑に提供できる体制づくりを推進するため、各自治体に「障害福祉計画」の策定を義務付けています。本区においても、平成18年度から平成20年度までの前期（第1期）計画、平成21年度から平成23年度までの後期（第2期）計画を策定し、施策の推進を図っているところです。

また、平成22年7月に本区の人口は、25万人を超えました。転入などによる社会増も含め、本区における障害者数はさらに増加しており、核家族化・高齢化が進展しているなか、地域での自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目のない支援ができる「すみだ」の地域づくりが一層重要となっています。

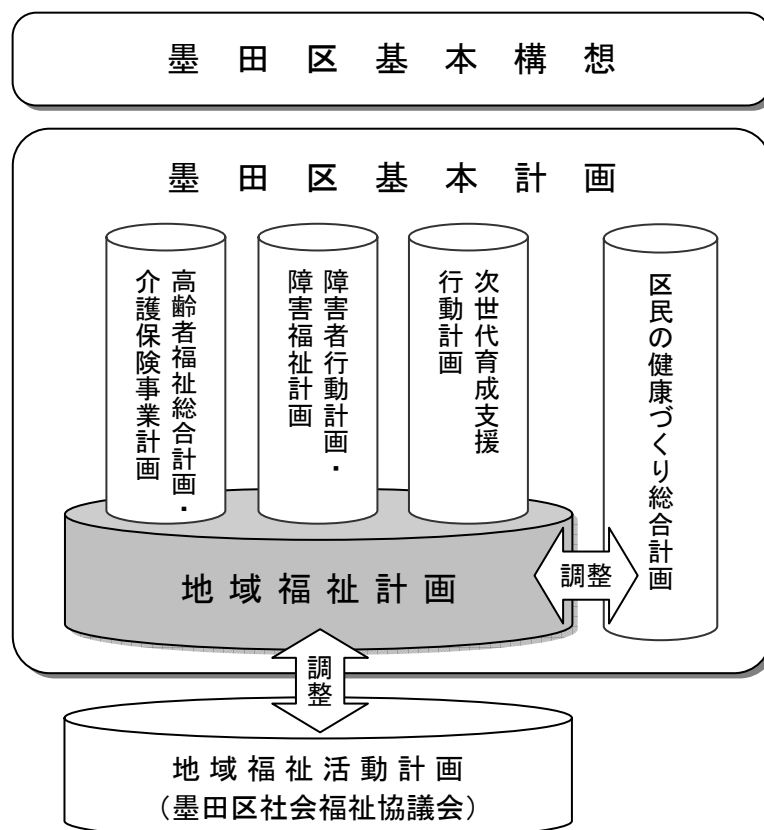
このような障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりにむけて、本区の障害者施策体系を見直し、平成23年度以降の施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、計画の策定を行います。

## 2. 計画の性格

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

区の将来像を描いた「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」、区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定しています。

また、本計画は障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）としての性格を有しています。個々の障害福祉サービスの必要量の見込みや確保方策については、障害者自立支援法に基づく「墨田区障害福祉計画」に定めています。



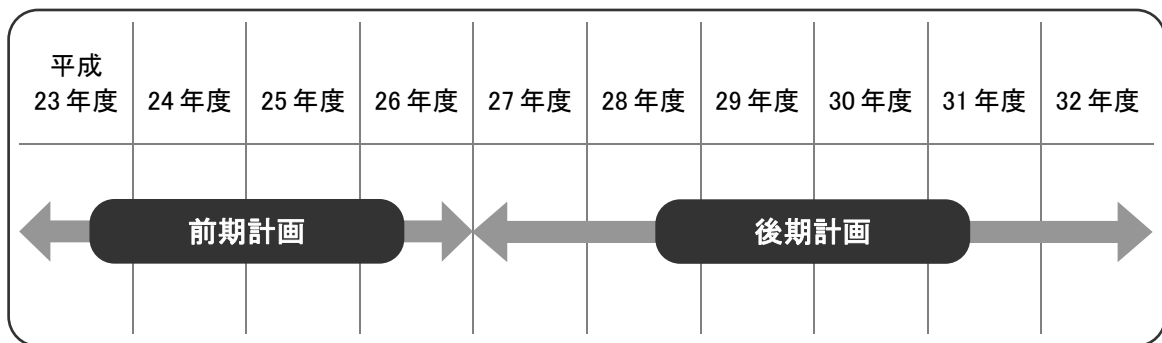
障害者計画：障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、障害者に関する基本的な計画として策定する計画

障害福祉計画：障害者基本法の基本理念にのっとり、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき策定する計画

### 3. 計画期間

本計画は、平成 23 年度からの 10 年間を計画期間とする計画の前期計画です。前期計画の計画期間は、「障害福祉計画」と調整を行うため平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間とします。

前期計画が終了する平成 26 年度までに計画の見直しを行い、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間を計画期間とする後期計画を策定します。



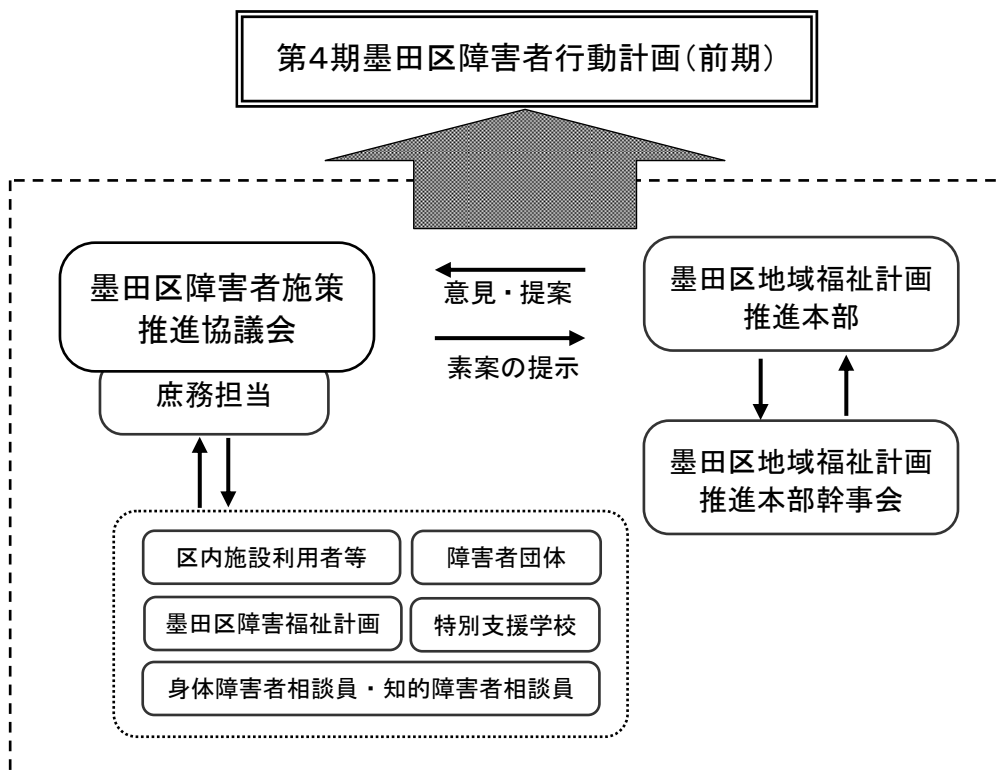
## 4. 計画の策定方法と計画の評価

### (1) 計画の策定体制及び方法

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら審議・検討し、策定を行いました。

また、施設等を利用している障害者からの意見聴取や障害者団体との意見交換の機会の設置、パブリック・コメント（意見募集）など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みをすすめ、計画への反映を図りました。

計画の策定体制



### 関係団体等との意見交換等

身体・知的障害者相談員	平成 22 年 4 月 22 日(木) 午前 10 時～12 時 リバーサイドホール 会議室
区内施設利用者に対する意見聴取 (身体障害、知的障害、精神障害の各施設等)	平成 22 年 6 月 28 日(月)～ アンケート配布
墨田区障害者団体連合会	平成 22 年 9 月 15 日(水) 午後 6 時～7 時 亀沢のぞみの家 会議室

## (2)計画の評価

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちよく状況及び計画達成状況の評価を行います。